

## ○地域企業専門家登録規定

### (目的)

専門家を登録し、企画、技術、経営、営業、生産等の多岐にわたる課題を抱える企業に、各分野の専門家を直接事業所に派遣し、専門家の立場で具体的に実践的な指導をアドバイスし、もって商業・工業等の振興を図る。

### (登録者)

企業等の経営課題を解決するために必要な専門的、実践的知識、技術、技能等を有し、次のいずれかに該当する者であること

- ア 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者
- イ 会社等の経営管理、渉外、知財又は技術開発部門等として10年以上の実務経験を有する者
- ウ 経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有するものと認められる者
- エ 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者

### (職務)

企業の活性化のための技術、経営面等に係る相談及び支援

### (申請)

専門家登録申請書をAREC理事長に提出する。

### (登録)

AREC 理事長は、申請書の内容を審査し、企業者の支援を行うことに意欲を持つと認められる者で別に定める要件を満たしている者を、登録者名簿に登録する。

### (派遣)

- 1 専門家派遣を希望する企業者は、ARECコーディネータを通じて、専門家派遣申請書を理事長へ提出する。
- 2 ARECコーディネータは、企業課題に対し、登録者名簿に登録された専門家のなかから適当と認めるものを、企業者へ派遣する。
- 3 派遣に係る専門家への謝礼は、1時間 5,000円(税込/旅費・経費含)(1回上限額 15,000円)とする。
- 4 ARECは、専門家へ専門家依頼書を発行し、派遣依頼とする。

### (活動報告)

専門家は、活動終了後、専門家活動報告書及び専門家手当請求書を理事長へ提出する。

### (守秘義務)

専門家は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (登録の取消)

ARECは、専門家が職務上知り得た秘密を漏らす等の行為その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為

を行ったと認める場合は、当該専門家の登録を取り消すものとする。

(派遣先対象)

原則として、AREC 会員企業または東信地域の非会員企業

(支援内容)

販路開拓、技術支援、業務効率化・改善、ISO 認証取得、人材支援、知的財産権取得等

(事例紹介)

専門家派遣支援の事例を広報に使用させていただく場合がある。

令和 5 年(2023 年)3 月 31 日 上田市ものづくり企業相談体制整備事業終了に共ない AREC 制定